

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～8
3 入札説明書様式.....	9～18
4 仕様書.....	19～27
5 契約書案.....	28～47

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、「入札関係書類受領書」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 久保田 三善

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月25日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

(2) 調達数量

入札説明書による。

(3) 調達件名の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(5) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所。

(6) 入札方法

入札金額は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。

(7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。

※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

(8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

3 競争執行の場所及び日時等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 5 階

広島労働局総務部総務課会計第二係 電話 082-221-9241

広島労働局ホームページ <http://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

→「調達・売払情報」→「入札情報」→「役務の提供等」

電子調達システムの URL <https://www.geps.go.jp/>

(2) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 3 (1) に同じ。

(3) 入札説明書交付期間

令和 6 年 12 月 25 日（水）から令和 7 年 1 月 27 日（月）まで

(4) 競争参加資格確認関係書類の受領期限及び提出場所

受領期限 令和 7 年 1 月 31 日（金）12 時 00 分

提出場所 3 (1) に同じ。

(5) 入札書の受領期限及び提出場所

受領期限 令和 7 年 2 月 3 日（月）10 時 50 分

提出場所 3 (1) に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和 7 年 2 月 3 日（月）11 時 00 分

場所 広島労働局総務部総務課内

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、あらかじめ、広島労働局の交付する仕様書を受け、使用内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者、その他入札の条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者としがない場合がある。

(7) 契約締結について

契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合は、契約内容等に変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(8) 手続における交渉の有無

無。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

「令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託」の入札については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

(2) 数量・規格等

仕様書による。

(3) 履行期間又は履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

ア 入札金額は総価で行う。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、原則、電子入札によることとし、電子調達システムで行う。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局に書面により申し出た場合に限り、紙入札方式によることができる。

なお、電報、FAX及び電子メールによる提出は認められない。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」でA、B、C又はDの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付資料に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。
- (7) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令（※）に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがないこと。
 - ※ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる者であること。

5 入札に関する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。
 - 書面の様式は任意とし、提出期限、提出先及び提出方法は以下のとおりとする。
 - ア 提出期限
令和7年1月27日（月）17時00分
 - イ 提出先
〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号
広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田
電話番号：082-221-9241
メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp
 - ウ 提出方法
郵送、持参又はメールによって提出すること。
- (2) 質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、随時メール等により通知する。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、あらかじめ、広島労働局ホームページ又は電子調達システムから仕様書を入手すること。

また、仕様書を入手した場合は、必ず入札関係書類受領書を提出すること。

- (1) 競争参加資格確認関係書類（入札参加届等）の提出期限
令和7年1月31日（金）12時00分
- (2) 提出書類
 - ア 電子調達システム及び紙入札による方式とも、次の書類を提出すること。
 - (ア) 入札参加届（兼自己申告書）（入札様式1）
 - (イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - (ウ) 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）
 - イ 紙入札による場合は、上記アのほか、次の書類を併せて提出すること。
 - 電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札様式3）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

上記(2)に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

電子調達システムのURL <https://www.geps.go.jp/>

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)により、上記5(1)イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年2月3日(月) 10時50分

(2) 提出書類

ア 入札書(紙入札方式による場合、入札様式4)

イ 入札内訳書(任意様式)

ウ 委任状(入札様式5)(紙入札で代理人により入札する場合のみ)

(3) 提出方法及び提出場所

上記6(3)と同様とする。

8 落札者の決定方法

(1) 本案件仕様書に定める要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格の入札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正の取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

9 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年2月3日(月) 11時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課内

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 開札は、指定した場所及び日時に行う。

イ 次に該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

(オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合

(カ) 上記6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(キ) 競争参加資格のない者及び入札条件に違反した者の提出した入札書

ウ 上記8の落札方法により落札となるべき同数値の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

エ 開札の結果、入札価格の100分の10に相当する額(消費税に相当する額)を加算した金額が予定価格以下とならないときは、直ちに再入札を行うこととする。

電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。

(3) 仕様書の手交を受けるにあたっての注意事項

この入札に関して担当官が手交する仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達品目の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほかに複製することを禁ずる。

(4) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

ウ 「契約書(案)」は、確定したものではなく、契約の相手方決定後、協議の上決定することとする。

(5) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む。)をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) 契約締結日(履行期間又は契約期間の初日)までに政府予算案(暫定予算含む)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況により、仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

11 入札等に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係 久保田

電話番号: 082-221-9241

メールアドレス: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

◎ 様式等

- ・入札様式1 入札参加届(兼自己申告書)
- ・入札様式2 暴力団等に該当しない旨の誓約書

- ・ 入札様式 3 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 入札様式 4 入札書（紙入札方式用）
- ・ 入札様式 5 委任に関する届出書（紙入札方式用）

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送によりご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 久保田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託
---------	------------------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届（兼自己申告書）

【電子入札・紙入札共通】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

私は、入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 1 入札件名 令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
- (1) 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）
【 役務の提供等 】 の等級 () 等級
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
- (3) 入札参加届等書類（証明書等）及び添付書類に虚偽の事実を記載していない。
はい ・ いいえ
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない。 はい ・ いいえ
- (5) 社会保険等に参加し、入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がない。
はい ・ いいえ
- (6) 入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省所管法令違反により、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けていない。
また、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
はい ・ いいえ
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用している、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ

【添付書類】

- ①資格審査結果通知書（厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格）の写し
②暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿（入札様式2）

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人

住 所

名 称

入札者名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

※ 電子調達システムでの参加業者については、提出不要

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

- ※ 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- ※ 履行場所ごとの金額の内訳を記載した入札内訳書を添付すること。
様式は任意とするが、商号又は名称及び住所を記載すること。
- ※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

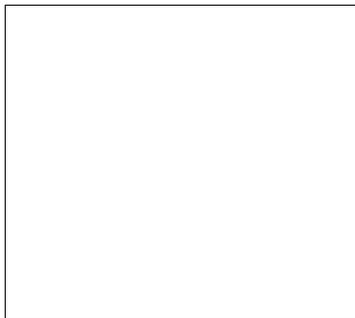
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託」の
入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



注意事項

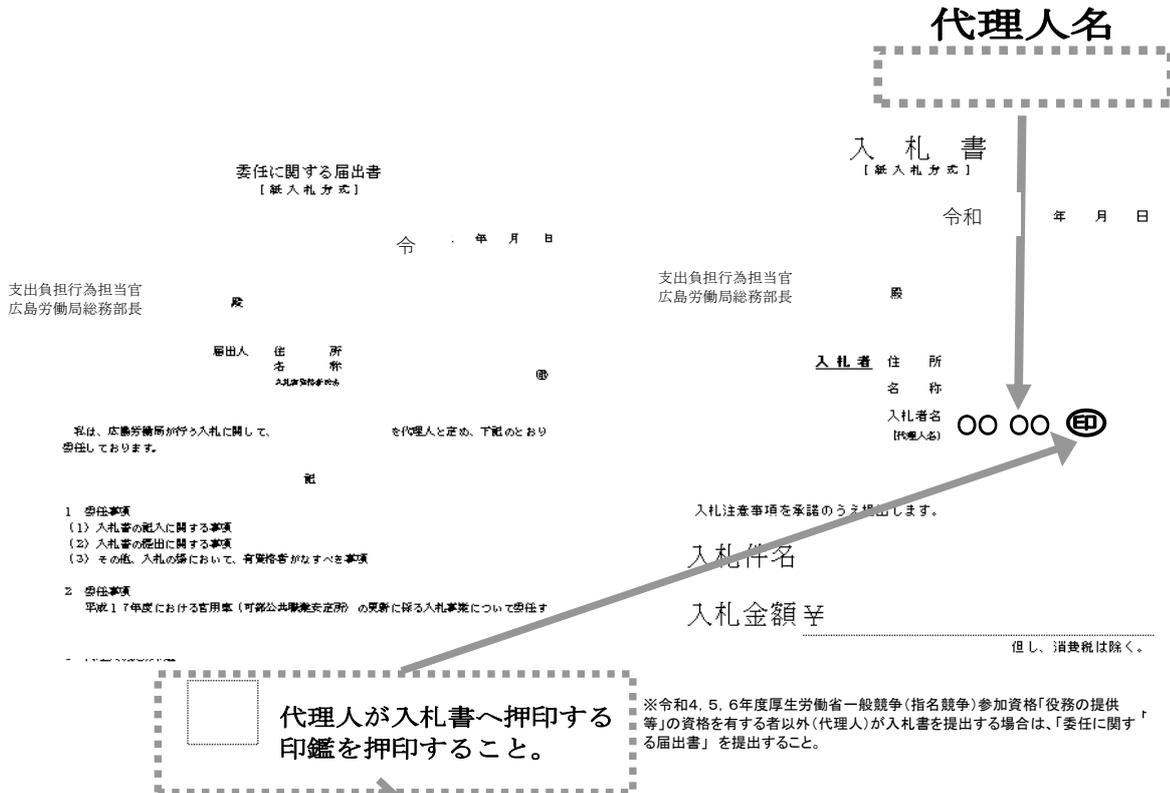
1 紙入札方式で代理人により入札する場合

令和4・5・6年度厚生労働省一般競争参加資格（全省庁統一資格）の、「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

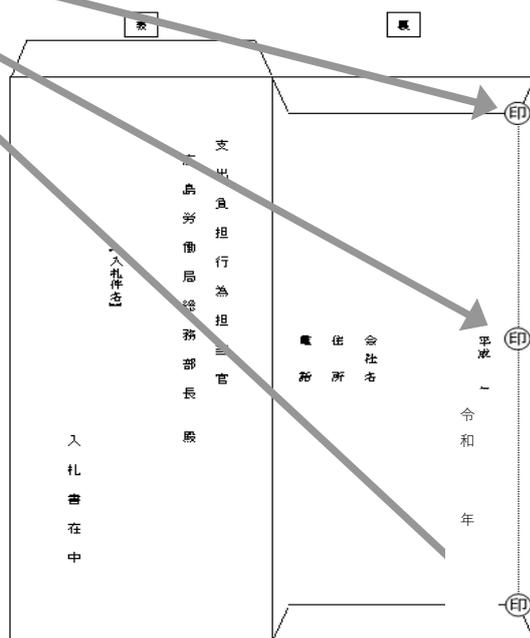
2 紙入札方式の入札書等の押印省略について

押印省略可であること。

ただし、入札書等に押印する場合は、以下の欄に押印することとし、代理人により入札する場合は、「委任に関する届出書」の記の3欄に押印した印を使用すること。



【紙入札方式】封筒記載例



封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「メ」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】 令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託</p> <p style="text-align: center;">入札書在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

仕様書

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

第1条 [契約対象電気工作物の概要]

契約対象電気工作物の概要は仕様書別紙1に掲げるとおりとする。

第2条 [委託業務期間]

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3条 [委託業務の内容]

受託者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること（軽微な不適合の改善作業を含む。）。
 - (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を委託者又はその従業員から受けた場合、受託者は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、受託者は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、受託者は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、当局に指示又は、助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、受託者は、委託者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
 - (6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用および廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかを確認すること。
- 2 委託者は、前項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次のア～エのいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼できるものとする。これに関し、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行うものとする。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し指示又は助言ができるものとする。
- ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のa～eのいずれかに該当する自家用電気工作物
- a 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - b 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - c 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、

オートメーション化された工作機械群等)

e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の a～cのいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

a 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

b 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

c 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第 4 条 [点検の頻度と監視装置]

第 1 条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（具体的な基準については、仕様書別表「保安全管理業務の細目及び基準」のとおり。）を行うものとする。

2 委託者及びその従事者が行った、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を月次点検時に行い、異常があった場合には、受託者は保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。

3 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を有する需要設備については、受託者は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50mA とする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を旨繰り返し受信した場合をいう。）に、次の（1）及び（2）に掲げる処置を行うこととする。

（1）警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

（2）警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。

第 5 条 [相互の義務]

委託者は、受託者が保安業務の実施にあたり、受託者が指導、助言した事項又は乙と協議決定した事項については意見を尊重し、速やかに必要な措置を取るものとする。

2 受託者は保安業務を誠実に行うものとし、委託者と協議決定した事項について誠実に履行するものとする。

第 6 条 [連絡責任者]

委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に連絡するものとする。

4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安全管理業務に必要な応じ立ち合わせるものとする。

5 委託者は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者とあてるものとする。

第 7 条 [保安業務担当者の資格等]

受託者は、電気工作物の保安全管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。但し、緊急な場合を除くものとする。

2 受託者の保安業務担当者は、委託者の保安規程に基づき、保安全管理業務を自ら実施するものとする。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安全管理業務の一部を実施させることができるものとする。

4 受託者の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安全管理業務の実施

を補助させることができるものとする。

- 5 受託者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名および受託者の事業所への連絡方法を、書面をもって委託者に知らせること。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様とする。

第 8 条 [記録の保存]

委託者は、受託者が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するものとする。

第 9 条 [通知の義務]

委託者は、次に掲げる場合は速やかにこれを受託者に通知するものとする。

- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
 - (2) 代表者若しくは事業場の名称、連絡責任者または電気の保安に関する組織を変更した場合。
 - (3) 第 1 条各号に掲げる事項を変更した場合。
- 2 受託者は電気事故、その他災害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、ただちに委託者に通報するものとする。

契約対象電気工作物の概要

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

	施設の名称	施設の所在地	電気設備の概要			月次点検	年次点検	臨時点検	絶縁監視装置	年次点検区分※
			受電設備容量(kVA)	受電電圧(kV)	太陽光発電装置(kVA)					
1	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	100	6.6	—	2ヶ月に1回	毎年1回	異常時	○	○
2	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	125	6.6	—	〃	〃	〃	○	
3	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	80	6.6	—	3ヶ月に1回	〃	〃	○	○
4	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	125	6.6	—	2ヶ月に1回	〃	〃	○	○
5	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	105	6.6	—	〃	〃	〃	○	○
6	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	150	6.6	—	〃	〃	〃	○	
7	三次公共職業安定所 庄原出張所	庄原市中本町1-20-1	125	6.6	—	〃	〃	〃	○	○
8	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	150	6.6	—	〃	〃	〃	○	
9	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	150	6.6	—	〃	〃	〃	○	○

10	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	225	6.6	10	"	"	"	○
----	------------	--------------	-----	-----	----	---	---	---	---

※年次点検区分「○」印については、停電点検を行うものとし、その他は、停電点検または無停電点検を行うものとする。

月次点検の点検周期は、平成15年経済産業省告示第249号第4号に定める要件を満たす設備を設置したものである。

小規模発電設備は太陽光発電設備である。

保安管理業務の細目及び基準

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

自家用電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検業務の区分

(1) 工事期間中の点検

設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。

工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。

(2) 竣工検査

設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

(3) 月次点検

主として設備を運転した状態で実施する点検、測定及び試験をいう。

(4) 年次点検

① 無停電点検

主として対象設備の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。

② 停電点検

主として対象設備の運転を停止して動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。

(5) 臨時点検

異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探求等をいう。

2 点検の実施回数

(1) 工事期間中の点検

工事期間中は毎週1回以上行うものとする。

(2) 竣工検査

工事完成後実施するものとする。

(3) 月次点検

「経済産業省告示第249号」に基づき行うものとする。

(4) 年次点検

1年に1回以上行うものとする（ただし、経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の停電点検の延伸の要件を満たしている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる）。

(5) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

3 点検の方法

(1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。

① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

② 電線と他物との離隔距離の適否

③ 機械器具、配線の取り付け状態及び過熱の有無

④ 接地線等の保安装置の取付け状態

- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
 (3) 設置者が行った、日常巡視において異常等がなかったか否かの問診を月次点検時に行い、異常等があった場合には、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

4 工事及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
受電設備（二次受電設備を含む）	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
		漏えい電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		電圧・負荷電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	絶縁抵抗測定 (制御回路については測定を省略することがある)		○
		継電器動作特性試験		○

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検			○
	外部精密点検		○	○
接地装置	外部点検			○

	(接地線、保護管等)	外部精密点検	○	○
		接地抵抗測定		○
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置、(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左
負荷設備	電動機、電熱器、電器溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
絶縁監視装置		外観点検	○	
		設定値確認・検知動作試験		○
		自動伝送試験		○
		設定値の誤差確認		○

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				無停電	停電	
引込設備	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必要の都度
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○※1	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
		継電器動作特性試験		○※2	○	
		継電器との連動動作試験			○	
(二次受電設備を含む)	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○※1	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検 絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)			○※1	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				無停電	停電	
(二次受電設備を含む)	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○※1	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
		外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	

受電盤、配電盤、制御回路、継電器	電圧・負荷電流測定	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○※1	○	
	(制御回路については測定を省略することがある)				
	継電器動作特性試験			○	
	受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○
		外部精密点検			○
接地装置 (接地線、保護管等)	外部点検	○	○	○	
	外部精密点検			○	
	接地抵抗測定		○※2	○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置、(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
負荷設備	電動機、電熱器、電器溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	○		
	外部精密点検			○	
	絶縁抵抗測定		○※1	○	
	接地抵抗測定		○※2	○	
絶縁監視装置	外観点検	○	○		
	設定値確認・検知動作試験	○	○	○	
	自動伝送試験	○	○	○	
	設定値の誤差確認		○	○	

必要の都度

備考

1. 臨時点検は乙が必要と判断したとき、甲の承認を得て実施する。
2. 必要の都度とは過去の実績と使用環境状況を見て点検時期を任意に定めるものである。
3. 負荷設備のうち特別機器とは、消防設備、昇降設備、密閉機器、自動制御装置、医療機器、その他これに類するもので、保守点検を行う為に特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は、立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備をいう。
4. ※1項目は、高圧電路は超音波式放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の記録の確認又は活線メガー(ノイズ等で使用困難な場合は超音波式放電探知器を使用)で実施する。
5. ※2項目は、過去の実績より、規定値を上回らないと判断される場合は、受託者と協議して測定を延長(最大2年)することがある。
6. ※2項目は、前回の点検結果が良好で、過去の実績により試験結果が基準値を超えないと判断される場合、受託者と協議し単体試験を延長することがある。

令和7年度広島労働局管内10施設の
自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と、〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 この契約の保証金は、免除する。

（履行事項）

第3条 乙が実施する保安管理業務の詳細は、別紙「仕様書」に定める。

（契約金額）

第4条 甲が乙に支払う本契約における費用は次のとおりとする。

契約金額は、金円（消費税額及び地方消費税額円）とする。

2 前項の費用には、次の各号に定める業務は含まないものとし、必要が生じた場合はその都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（1）工事中の点検で1か月のうち2回目以降の点検を行い、指導又は助言を行うこと。

（2）深夜時間帯に計画的な保安管理業務を実施すること。

（契約期間）

第5条 本契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（検査）

第6条 乙は、第3条に定める業務を終了する都度、各労働基準監督署及び公共職業安定所の検査職員により業務完了の確認を受けること。

（契約金額の支払）

第7条 乙は第4条に定める費用を、業務が終了した都度、官署支出官広島労働局長に労働基準監督署分と公共職業安定所分を分けて請求するものとし、官署支出官広島労働局長は適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを乙に支払うものとする。

また、請求書を提出する際には、請求する期間における点検報告書（検査職員の確認を受けたもの）の原本をとりまとめて請求書に添付するものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを乙に返付したときは、返付した日から是正された請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しないものとする。

（遅延利息）

第8条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する代金の支払いを遅延した場合には、官署支出官広島労働局長は乙に支払金額に対し、年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務上知り得た甲の機密を他にもらさないものとする。

(契約内容の変更)

第11条 甲、各管理責任者及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 各管理責任者が保安規程を変更する場合

(再委託)

第12条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第13条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合は除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第14条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(遅滞料)

第15条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(安全の確保等)

第16条 乙は、乙の保安業務担当者等が甲の敷地内でする全ての行為について責任を負うものとする。

(契約の解除等)

第17条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次にあげる場合に該当すると認めるときは、契約の全部又は一部を解除することができる。その場合、何らの催告を要しない。

- (1) 乙が本契約に基づく義務に違反した場合
- (2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 乙が正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 仕様書第1条に掲げる自家用工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の効力を失うものとする。

- (1) 廃止した場合
- (2) 外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7000ボルトを超えた場合

3 乙は、自己の責に帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、契約金額の100分の10に相当する額を、違約金として甲に支払うものとする。

4 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何ら催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無に関わらず、これを行うことができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙の故意又は過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は会計法令に基づいて損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

(紛争等の解決)

第19条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上で決定することとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

(3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金(損害賠償金の予定)として請負(契

約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 乙が、前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再委託者(再委託以降の全ての受

託者を含む。)並びに自己・下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 甲は、第17条第1項及び第4項、第22条、第23条、前条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第17条第1項及び第4項、第22条、第23条、前条第2項及び第29条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第29条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条、第10条、第17条第1項、第18条、第19条、第21条、第24条、第26条、前条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀6番30号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

契約金額内訳書

	施設の名称	施設の所在地	電気設備の概要		単位	数量	単価 (税別)	金額 (税別)
			受電設備容量 (kVA)	太陽光 発電装置 (kVA)				
1	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	100	-	月	12		¥0
2	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	125	-	月	12		¥0
3	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	80	-	月	12		¥0
4	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	125	-	月	12		¥0
5	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	105	-	月	12		¥0
6	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	150	-	月	12		¥0
7	三次公共職業安定所 庄原出張所	庄原市中本町1-20-1	125	-	月	12		¥0
8	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	150	-	月	12		¥0
9	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	150	-	月	12		¥0
10	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	225	10	月	12		¥0
					合 計		¥0	¥0

仕様書

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

第1条 [契約対象電気工作物の概要]

契約対象電気工作物の概要は仕様書別紙1に掲げるとおりとする。

第2条 [委託業務期間]

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3条 [委託業務の内容]

受託者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 受託者は、自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言すること（軽微な不適合の改善作業を含む。）。
 - (2) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を委託者又はその従業員から受けた場合、受託者は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、受託者は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行うこと。事故・故障の原因が判明した場合、受託者は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、当局に指示又は、助言を行うこと。また、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合、受託者は、委託者に対し、事故報告するよう指示を行うこと。
 - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
 - (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
 - (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に報告すること。
 - (6) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用および廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかを確認すること。
- 2 委託者は、前項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次のア～エのいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼できるものとする。これに関し、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行うものとする。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し指示又は助言ができるものとする。
- ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次のa～eのいずれかに該当する自家用電気工作物
- a 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - b 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - c 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、

オートメーション化された工作機械群等)

e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

イ 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な次の a～cのいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

a 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

b 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

c 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

第 4 条 [点検の頻度と監視装置]

第 1 条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（具体的な基準については、仕様書別表「保安全管理業務の細目及び基準」のとおり。）を行うものとする。

2 委託者及びその従事者が行った、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を月次点検時に行い、異常があった場合には、受託者は保安業務担当者としての観点から点検を行うものとする。

3 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置（絶縁監視装置）を有する需要設備については、受託者は警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は 50mA とする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して 5 分以上受信した場合又は 5 分未満の漏えい警報を旨繰り返し受信した場合をいう。）に、次の（1）及び（2）に掲げる処置を行うこととする。

（1）警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

（2）警報発生時の受信の記録を 3 年間保存する。

第 5 条 [相互の義務]

委託者は、受託者が保安業務の実施にあたり、受託者が指導、助言した事項又は乙と協議決定した事項については意見を尊重し、速やかに必要な措置を取るものとする。

2 受託者は保安業務を誠実に行うものとし、委託者と協議決定した事項について誠実に履行するものとする。

第 6 条 [連絡責任者]

委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受託者に連絡するものとする。

4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安全管理業務に必要な応じ立ち合わせるものとする。

5 委託者は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合連絡責任者として第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の知識及び技能を有する者とあてるものとする。

第 7 条 [保安業務担当者の資格等]

受託者は、電気工作物の保安全管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。また、保安業務担当者は、その身分を提示する身分証明書により保安業務担当者であることを明らかにすることとする。但し、緊急な場合を除くものとする。

2 受託者の保安業務担当者は、委託者の保安規程に基づき、保安全管理業務を自ら実施するものとする。

3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安全管理業務の一部を実施させることができるものとする。

4 受託者の保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安全管理業務の実施

を補助させることができるものとする。

- 5 受託者は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名および受託者の事業所への連絡方法を、書面をもって委託者に知らせること。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合であっても同様とする。

第 8 条 [記録の保存]

委託者は、受託者が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認及び保存するものとする。

第 9 条 [通知の義務]

委託者は、次に掲げる場合は速やかにこれを受託者に通知するものとする。

- (1) 所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
 - (2) 代表者若しくは事業場の名称、連絡責任者または電気の保安に関する組織を変更した場合。
 - (3) 第 1 条各号に掲げる事項を変更した場合。
- 2 受託者は電気事故、その他災害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、ただちに委託者に通報するものとする。

契約対象電気工作物の概要

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安全管理業務委託

	施設の名称	施設の所在地	電気設備の概要			月次点検	年次点検	臨時点検	絶縁監視装置	年次点検区分※
			受電設備容量(kVA)	受電電圧(kV)	太陽光発電装置(kVA)					
1	福山労働基準監督署	福山市旭町1-7	100	6.6	—	2ヶ月に1回	毎年1回	異常時	○	○
2	広島西条公共職業安定所	東広島市西条町寺家6479-1	125	6.6	—	〃	〃	〃	○	
3	広島西条公共職業安定所 竹原出張所	竹原市中央5-2-11	80	6.6	—	3ヶ月に1回	〃	〃	○	○
4	呉公共職業安定所	呉市西中央1-5-2	125	6.6	—	2ヶ月に1回	〃	〃	○	○
5	尾道公共職業安定所	尾道市栗原西2-7-10	105	6.6	—	〃	〃	〃	○	○
6	福山公共職業安定所	福山市東桜町3-12	150	6.6	—	〃	〃	〃	○	
7	三次公共職業安定所 庄原出張所	庄原市中本町1-20-1	125	6.6	—	〃	〃	〃	○	○
8	可部公共職業安定所	広島市安佐北区可部南3-3-36	150	6.6	—	〃	〃	〃	○	
9	府中公共職業安定所	府中市府中町188-2	150	6.6	—	〃	〃	〃	○	○

10	広島東公共職業安定所	広島市東区光が丘13-7	225	6.6	10	"	"	"	○
----	------------	--------------	-----	-----	----	---	---	---	---

※年次点検区分「○」印については、停電点検を行うものとし、その他は、停電点検または無停電点検を行うものとする。

月次点検の点検周期は、平成15年経済産業省告示第249号第4号に定める要件を満たす設備を設置したものである。

小規模発電設備は太陽光発電設備である。

保安管理業務の細目及び基準

令和7年度広島労働局管内10施設の自家用電気工作物の保安管理業務委託

自家用電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検業務の区分

(1) 工事期間中の点検

設置又は変更の工事において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。

工事施工図面と現場の工事施工状況を十分照合するとともに、技術基準に対する適合状況について点検を行い、施工状況の点検に重点をおく。

(2) 竣工検査

設置又は変更の工事が完成した場合において、技術基準に基づき施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験をいう。

(3) 月次点検

主として設備を運転した状態で実施する点検、測定及び試験をいう。

(4) 年次点検

① 無停電点検

主として対象設備の運転中に行う精密な点検、測定及び試験をいう。

② 停電点検

主として対象設備の運転を停止して動作試験などを行う精密な点検、測定及び試験をいう。

(5) 臨時点検

異常が発生した場合、発生する恐れがある場合の原因探求等をいう。

2 点検の実施回数

(1) 工事期間中の点検

工事期間中は毎週1回以上行うものとする。

(2) 竣工検査

工事完成後実施するものとする。

(3) 月次点検

「経済産業省告示第249号」に基づき行うものとする。

(4) 年次点検

1年に1回以上行うものとする（ただし、経済産業省主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の停電点検の延伸の要件を満たしている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる）。

(5) 臨時点検

必要の都度実施するものとする。

3 点検の方法

(1) 外部点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、異音、異臭及び温度測定等により点検することをいう。

① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

② 電線と他物との離隔距離の適否

③ 機械器具、配線の取り付け状態及び過熱の有無

④ 接地線等の保安装置の取付け状態

- (2) 外部精密点検とは、施設の運転を停止して上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
 (3) 設置者が行った、日常巡視において異常等がなかったか否かの問診を月次点検時に行い、異常等があった場合には、保安業務担当者としての観点から点検を行う。

4 工事及び運用に関する点検、測定及び試験項目

(1) 工事に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
		接地抵抗測定		○
		継電器動作特性試験		○
		継電器との連動動作試験		○
受電設備（二次受電設備を含む）	遮断器、開閉器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
		継電器との連動動作試験		○
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
	変圧器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○
		漏えい電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		電圧・負荷電流測定		○
	受電盤、配電盤、制御回路、継電器	絶縁抵抗測定 (制御回路については測定を省略することがある)		○
		継電器動作特性試験		○

電気工作物		点検、測定及び試験項目	工事期間中の点検	竣工検査
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検			○
	外部精密点検		○	○
接地装置	外部点検			○

	(接地線、保護管等)	外部精密点検	○	○
		接地抵抗測定		○
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置、(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左
負荷設備	電動機、電熱器、電器溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検		○
		外部精密点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
絶縁監視装置		外観点検	○	
		設定値確認・検知動作試験		○
		自動伝送試験		○
		設定値の誤差確認		○

(2) 維持、運用に関する点検、測定及び試験項目

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				無停電	停電	
引込設備	区分開閉器（地絡継電器を含む）、引込線等 電線、支持物及びケーブル	外部点検	○	○	○	必要の 都度
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○※1	○	
		接地抵抗測定		○※2	○	
		継電器動作特性試験		○※2	○	
		継電器との連動動作試験			○	
(二次受電設備を含む)	遮断器、開閉器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○※1	○	
		継電器との連動動作試験			○	
	断路器、電力用ヒューズ、避雷器、計器用変成器、母線、電力用コンデンサ、リアクトル、その他高圧機器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検 絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)			○※1	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検		臨時点検
				無停電	停電	
(二次受電設備を含む)	変圧器	外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	
		絶縁抵抗測定 (絶縁耐力試験を含む)		○※1	○	
		漏えい電流測定	○	○	○	
		外部点検	○	○	○	
		外部精密点検			○	

受電盤、配電盤、制御回路、継電器	電圧・負荷電流測定	○	○	○	
	絶縁抵抗測定 (制御回路については測定を省略することがある)		○※1	○	
	継電器動作特性試験			○	
受電設備の建物・室、キュービクルの外箱	外部点検	○	○	○	
	外部精密点検			○	
接地装置 (接地線、保護管等)	外部点検	○	○	○	
	外部精密点検			○	
	接地抵抗測定		○※2	○	
配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、電線、支持物、接地装置、(接地線、保護管等)、その他機器	受電設備に準ずる	同左	同左	同左
負荷設備	電動機、電熱器、電器溶接機、照明装置、配線及び配線器具、その他機器類、接地装置(接地線、保護管等)	外部点検	○		
	外部精密点検			○	
	絶縁抵抗測定		○※1	○	
	接地抵抗測定		○※2	○	
絶縁監視装置	外観点検	○	○		
	設定値確認・検知動作試験	○	○	○	
	自動伝送試験	○	○	○	
	設定値の誤差確認		○	○	

必要の都度

備考

1. 臨時点検は乙が必要と判断したとき、甲の承認を得て実施する。
2. 必要の都度とは過去の実績と使用環境状況を見て点検時期を任意に定めるものである。
3. 負荷設備のうち特別機器とは、消防設備、昇降設備、密閉機器、自動制御装置、医療機器、その他これに類するもので、保守点検を行う為に特別の資格や専門技術を必要とする設備、構造上点検ができない機器又は、立ち入りに危険を伴う場所に設置された電気設備をいう。
4. ※1項目は、高圧電路は超音波式放電探知器で実施し、低圧電路は絶縁監視装置の記録の確認又は活線メガー(ノイズ等で使用困難な場合は超音波式放電探知器を使用)で実施する。
5. ※2項目は、過去の実績より、規定値を上回らないと判断される場合は、受託者と協議して測定を延長(最大2年)することがある。
6. ※2項目は、前回の点検結果が良好で、過去の実績により試験結果が基準値を超えないと判断される場合、受託者と協議し単体試験を延長することがある。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

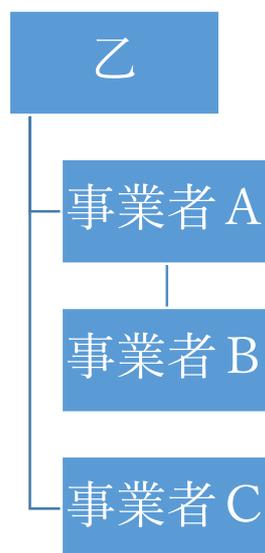
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図